

(第13期)

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

旭化成アドバンス福井株式会社

科 目		科 目	
円		円	
(資 産 の 部)	(264,696,423)	(負 債 の 部)	(101,333,587)
流動資産	209,304,164	流動負債	86,668,988
現金及び預金	0	電子債務	45,965,483
受取手形	0	買掛金	21,031,420
売掛金	36,189,626	未払金	4,734,000
製品及び仕掛品	15,808,370	未払費用	5,796,253
原材料及び貯蔵品	14,811,196	未払法人税等	6,314,832
前払費用	1,749,403	預り金	0
未収消費税	538,000	その他	2,827,000
短期貸付金	140,207,569		
固定資産	55,392,259	固定負債	14,664,599
有形固定資産	31,060,920	退職給付引当金	14,664,599
建物	4,520,423		
機械及び装置	26,007,164	(純 資 産 の 部)	163,362,836)
車両及び運搬具	0	株主資本	163,362,836
工具、器具及び備品	533,333	資本金	5,000,000
無形固定資産	15,807,455	資本剰余金	15,046,131
ソフトウェア	15,798,455	資本準備金	15,046,131
その他	9,000	利益剰余金	143,316,705
投資その他の資産	8,523,884	その他利益剰余金	143,316,705
長期前払費用	1,068,884	繰越利益剰余金	140,056,629
繰延税金資産	6,515,000	当期利益剰余金	3,260,076
その他	940,000		
資 産 合 計	264,696,423	負 債 ・ 純 資 産 合 計	264,696,423

(第13期)

損 益 計 算 書

2024年4月 1日から
2025年3月31日まで

旭化成アドバンス福井株式会社

科 目	金 額	
	円	円
売 上 高		292,621,981
売 上 原 価		215,731,092
売 上 総 利 益		76,890,889
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		69,107,185
営 業 利 益		7,783,704
営 業 外 収 益		466,453
受 取 利 息 及 び 配 当 金	455,853	
保 険 収 入		
雑 収 益	10,600	
営 業 外 費 用		19,992
支 払 利 息 失		
雑 損 失	19,992	
経 常 利 益		8,230,165
特 別 利 益		0
	0	
特 別 損 失		0
	0	
税 引 前 当 期 純 利 益		8,230,165
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		6,300,089
法 人 税 等 調 整 額		-1,330,000
当 期 純 利 益		3,260,076

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 棚卸資産

- 製品…………… 移動平均法による原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)
- 原材料…………… 移動平均法による原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)
- 仕掛品…………… 移動平均法による原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）……………定額法
- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
……………ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）
に基づく定額法

3. 引当金の計上基準

- (1) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、繊維製品の製造・販売を主な事業としている。製品の販売については、製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、顧客に引き渡された時点で収益を認識している。ただし、出荷時から製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である国内販売については、出荷時点で収益を認識している。収益は顧客との契約において約束された対価から、返品、値引き及び割戻し等を控除した重大な戻入れが生じない可能性が高い範囲内の金額で算定している。

なお、製品の販売契約における対価は、製品に対する支配が顧客に移転した時点から概ね1年以内に回収しており、重要な金融要素は含んでいない。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- (1) グループ通算制度の適用
グループ通算制度を適用している。
- (X) 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用
「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用している。
法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日）第65-2項（2）ただし書きに定める経過的な取扱いに従っている。
これによる計算書類に与える影響はない。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度の末日における発行済株式の総数

普通株式 100,000株

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載の通りである。